1. ゴルフ場建設地のナンチクによる所有権移転請求権仮登記の現状について。
   ２月４日現在、抹消されていません。
   生活環境部長は 12 月議会で全て白紙に戻るとの認識を示されました。ナンチク総務部長に確認しましたところ「相手があることだから、抹消していない」との回答でした。国分殖産がナンチクに返済していないことが理由であろうとは思います。不動産管理の国分殖産、養豚場の農畜産研究公社、ゴルフ場のキリシマの子会社が存在します。私達と交わした確約書の相手は鎌田建設とキリシマでした。国分殖産は別法人であるとして、ナンチクへの返済をしなかったら、仮登記は抹消されないかもしれません。住民としては分かりにくい構図です。民々の事として、放置されるか、何らかの動きをしてくださいますか？

2. 悪臭防止法の臭気規制区域について霧島地区が除外されていることについて、平成 24 年４月より地域主権一括法の成立により悪臭規制区域、規制基準の設定の権限が市町村に委譲されています。速やかな対応を望みます。２月５日の「議員とかたろかい」で市は簡易臭気測定器による基礎調査をやりながら検討するとの姿勢であると聞きました。当日参加された議員の全てが速やかに臭気規制区域に設定すべきとのご意見でした。

3. 環境省は平成７年に複合臭の問題に対処する目的で臭気指数規制を導入しました。物質濃度規制では臭気問題の解決ができないことによります。ガイドラインも作成されています。鹿児島市、さつま町、出水市、大津市、米沢市、豊橋市など多くの自治体で導入されています。霧島市は濃度規制のままか臭気指数規制を導入するのか教えてください。
   当日参加された議員の全てが速やかに臭気指数規制を導入すべきとのご意見でした。

4. 都市計画区域拡大と過疎対策
   ① 市長は溝辺地区地域審議会に対して都市計画の変更手続きを延期するとの文書を発行されました。この対象は溝辺地区だけですか、牧園、霧島も同じ扱いですか？
   ② 都市計画審議会用の資料に「霧島地域は観光地の関連施設により、都市的土地利用が進んでいる」と記載されています。シャッターの閉まった商店街、大規模リゾート施設の閉鎖、都市計画区域予定の山の中に放置された廃墟別荘、廃屋の存在、これらの実状と矛盾するのではありませんか？　霧島市は廃屋の状況調査も実施し、過疎が進んでいる実態を把握しているはずです。過疎が進んでいる現実を直視いただきたい。
   ③ 都市計画区域拡大説明会で霧島地区の都市施設整備事業、市街地開発事業の具体的な計画は無いと説明を受けました。都市計画区域を設定することが目的になっていませんか？
   霧島の山の中にどのような「まち」をお作りになるのですか、住民は過疎対策、地域振興の観点から具体的な構想を示すことが先だ、順番が違うと思っています。
   ④ 都市計画区域を拡大することによって、優良な農地、森林を守れると説明を受けました。関連性が理解できません。
   ⑤ ２月５日の「議員とかたろかい」で議員さんが上之段の山の中の土地に都市計画税が課されているから、霧島地区でも公平に都市計画税を負担すべきだとの発言がありました。都市計画税は土地区画整理事業に充てる目的税のはず、土地区画整理事業の無い場所に

課税されていたのですか？　法的根拠を教えてください。

⑥ 用途指定がなされている溝辺・石峯地区に対し都市計画税を課税しない特例の条例が作られました。事業計画が示せていないことを理由となっています。都市計画法に基づいて行う都市計画事業計画又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業計画の無い地域について都市計画税は課せられないという認識で良いですか？

⑦ 都市計画区域拡大説明会で県道の植栽等を含めて維持管理に市の都市計画税を充てることがあると説明を受けました。地方税法 702 条にはそのような規定は見られません。根拠を教えてください。

⑧ 溝辺の陳情書に反対された霧島市の都市部を地盤とする議員さん達は溝辺、牧園、霧島の今回の都市計画区域拡大の対象となったところと既に都市計画区域となっているところとの公平性の観点から判断したとの説明がありました。議員個人のお考えですが、議員さんにもっとしっかり説明すべきではありませんか？

⑨ 市の担当者は霧島地区にある複数の放棄されている別荘計画地に家が建ち、発展してゆくと思われています。霧島地区の住民はそのようなことは有り得ないと思っています。行政と住民意識が随分と乖離していることについて市長はどのように思われますか？